

看護師を目指すあなたを応援します

看護学生修学資金制度

- 貸与金額 最大月額50,000円
- 申込時期 随時受付（年度の途中からでも貸付します）
- 返還の免除 貸付を受けた期間勤務すると免除されます



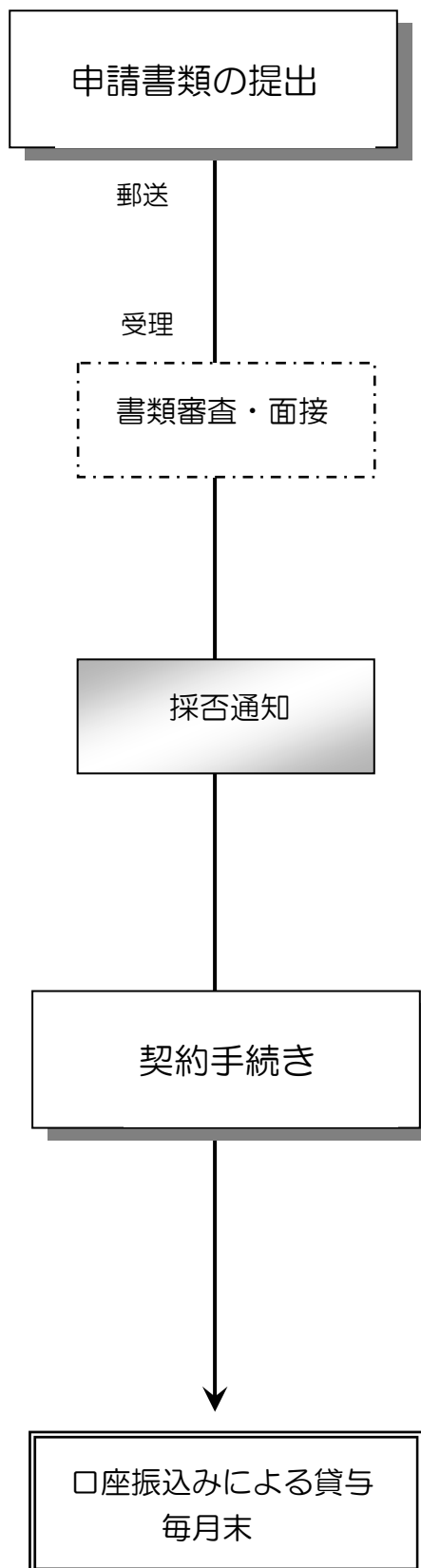
仙塩総合病院・仙塩利府病院

《修学資金貸与制度》 概 要

対象者	次の1.~3.の要件を満たす方が対象です。 1. 看護専門学校(定時制も可)・看護短期大学・4年生大学看護学科のうち、いずれかの看護学校に通学する方、または入学が決定している方で、 <u>卒業後直ちに当法人での勤務を希望する方。</u> 2. 学業・人物とも優秀で、心身共に健康である方 3. 貸与した <u>修学金の返還義務を確実に履行できる方</u>
貸与人数	若干名
受付期間	随時受付 ※定員になり次第締め切る場合があります。
貸与開始	契約手続き完了後
貸与金額	月額1口；1万円 <u>上限5口；5万円まで</u> <u>貸与金は無利子</u> (毎月末日に送金します。)
貸与期間	貸与を決定した日の属する年度から、養成施設を卒業する日の属する年度までです。ただし <u>4年を限度</u> とします。
修学金の返還と免除	学業修了に引き続き当法人に正看護師として入職し、 <u>修学金の貸与を受けた期間、勤務すれば返還が免除</u> されます。
応募申込方法	この制度案内に添付してある[修学資金貸与申請書]に必要事項記入の上、次の書類を添付してご郵送下さい。 (1) 履歴書 (2) 在学証明書(入学前においては合格証明書) (3) 養成施設の長、または出身学校の長が発行する成績証明書 (4) 健康診断書 (5) 戸籍抄本
応募書類郵送先	〒981-0133 宮城県宮城郡利府町青葉台2丁目2-108 仙塩利府病院 総務課 吉田 宛
貸与の決定	書類審査・面接により決定し、ご本人にお知らせします。 <u>その後、正式に契約手続きとなります。</u>

【修学資金貸与までの流れ】

次のような手順を経て修学資金が貸与されます。



1. 申請に必要な書類

- 修学資金貸与申請書
- 履歴書
- 在学証明書（入学前の場合: 合格証明書）
- 成績証明書
- 健康診断書
- 戸籍抄本

2. 書類審査の上、面接を行いません。

3. 「修学資金貸与決定通知書」をお送りします。

※ 修学生に認定した場合は、契約書類を同封します
必ず期日までに手続きをしてください。

☆申請から初回貸与金の振込まで、

約2ヶ月かかります。

お早めにお申込ください。

MEMO

看護学生修学資金貸与申請書

年 月 日

多賀城市桜木2-1-1

医療法人 寶樹会

理事長 鈴木 寛寿 様

修学資金の貸与制度を利用いたしたく、必要書類を添えて申し込みます。

貸与を受けようとする者（本人）	本籍				
	住所				
	ふりがな 氏名				印
	生年月日	年 月 日	連絡先	自宅	— —
				携帯	— —
	在学する 養成所	名称	_____		
		所在地	_____		
	修学区分	_____			
最終学歴		卒業年月	年 月		
修学資金の申請額	月額口数；	□	(限度 5□)		
	月額金額；	¥	(限度 50,000円)		
連帯保証人	本籍				
	住所				
	ふりがな 氏名			実印	本人との 続柄
	生年月日	年 月 日	連絡先	自宅	— —
				携帯	— —
	職業または勤務先				
連帯保証人	本籍				
	住所				
	ふりがな 氏名			実印	本人との 続柄
	生年月日	年 月 日	連絡先	自宅	— —
				携帯	— —
	職業または勤務先				
<p>記入上の注意； 連帯保証人となる方は次の内容をご確認ください。</p> <p>注)1 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であること。</p> <p>注)2 申請者が未成年の場合、保証人のうち1名は申請者の親権者または後見人であること</p> <p>注)3 印は「印鑑登録」されているものであること</p>					

他の修学資金の借受の有無		有・無	(有の場合) 資金の名称および月額	
貸与を希望する理由				
家族の状況	家族の住所			
	続柄	氏名	年齢	職業または勤務先

修学資金貸付制度・詳細

「修学資金貸与契約書」裏面より

I. 修学資金の貸付に係る事項

1. (届出義務)

修学生または連帯保証人は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を法人へ届出なければならない。

- ① 養成施設を停学もしくは休学したとき又は復学したとき
- ② 養成施設を退学したとき
- ③ 養成施設を卒業したとき
- ④ 養成施設を卒業後、他の養成施設に進学しようとするとき
- ⑤ 死亡したとき
- ⑥ 氏名又は住所を変更したとき
- ⑦ 連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき
- ⑧ 連帯保証人を変更するとき

2. (貸与の停止)

法人は、修学生が休学等の理由で、修学を一時継続できなくなったときは、その日の属する月の翌月分から復学した日の属する分までの修学資金の貸与を停止する。

3. (貸与の打ち切り)

法人は、修学生が次のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与を打ち切る。

- ① 死亡したとき
- ② 退学したとき
- ③ 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ④ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ⑤ 修学資金の貸与を辞退することを申し出たとき
- ⑥ 修学資金の貸与の目的を達成する見込みが無くなると認められるとき
- ⑦ その他法人が、貸与が不相当と認めるとき

II. 修学資金の返還に係る事項

1. (返還の義務)

(1) 修学生は、次のいずれかに該当するに至ったときは、事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、1ヶ月以内に貸付を受けた修学資金全額を返還しなければならない。

- ① 修学資金の貸付けを打ち切られたとき。
- ② 養成施設を卒業する年度内に免許を取得しなかったとき。
- ③ 養成施設を卒業後直ちに当法人へ入職しなかったとき。

(2) 修学資金の返還の債務を負う者は、返還債務の免除期間満了前に、法人を退職または免職となった場合、修学資金の貸与期間に相当しない期間の修学資金を、事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、1ヶ月以内に返還しなければならない。

2. (延滞金)

修学資金の返還の債務を負う者は、返還期日までに修学資金を償還しなかったとき、返還期日の翌日から返還までの期間に応じ、返還すべき額に年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を法人に支払わなければならない。

3. (返還債務の免除)

法人は、修学生が養成施設を卒業した翌年度より直ちに当法人の正看護師として勤務し、かつ正看護師の資格取得後引き続き勤務した期間が、育児休業等の休職期間を除いて修学資金の貸与期間に相当するに至ったとき、修学資金の返還の債務を免除する。

III. 保証に係る事項

1. (連帯保証人)

- (1) 連帯保証人は2名とし、貸与を受けた者と連帯して一切の債務を負担しなければならない。
- (2) 連帯保証人は独立の生計を営む成年者とし、申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち1名は申請者の親権者または後見人でなければならない。

IV. その他

本契約書に定めない事由については、協議の上法人が扱いを判断する。



医療法人育樹会

お問い合わせ

制度に関するご不明点など、電話またはMailでお気軽にご連絡ください。

022-355-4111

総務課 吉田 まで（仙塩利府病院）
E-MAIL : k.yoshida_somu@houju.org

仙塩総合病院

地図はこちら↓



〒985-0842
宮城県多賀城市桜木2丁目1-1
TEL.(022)367-4111 FAX.(022)367-4112

●詳しくはホームページへ

仙塩総合病院

検索

仙塩利府病院

地図はこちら↓



〒981-0133
宮城県宮城郡利府町青葉台2丁目2-108
TEL.(022)355-4111 FAX.(022)355-4192

●詳しくはホームページへ

仙塩利府病院

検索